

実効ある地球温暖化防止対策の推進について

【環境省・農林水産省・林野庁】

提案の内容

京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）開始が来年に迫っており、我が国は温室効果ガスの排出量削減と二酸化炭素吸収源対策としての森林整備が急務となっている。京都議定書目標達成のため、実効性の高い施策を早急に実施されるよう要望する。

- 京都議定書目標達成計画の見直しに当たっては、温室効果ガス削減の即効性のある具体的な対策を盛り込み、早急に実施すること。また、国民、学校、事業者等あらゆる主体が自主的に各々の目標を持って、温暖化対策の行動に移せるような普及啓発活動を行うこと
- 国において検討されている環境税を導入する場合には、その税収の一部を地域の実情に即した温暖化対策推進のための地方財源とすること
- 二酸化炭素吸収源確保のための森林整備にともなって増大する都道府県及び森林所有者の負担額については、軽減措置を講ずること。また、企業等が地方の森林整備に、より積極的に参画、支援できるような方策を講ずること

【現状と課題】

- 現在、すべての都道府県では独自に温暖化対策等の計画を立てて、地球温暖化対策に取り組んでいる。
- 地方で取り組んでいる温室効果ガスの削減については、県民の理解は進みつつあるが、今後は具体的な行動につなげていく必要がある。また、森林による吸収を計画どおり推進するための財源が不足している。
- 森林整備等が現状程度の水準で推移した場合、森林吸収量3.8%の目標を大幅に下回ると見込まれる。

【本県の取組状況・方針】

- 島根県地球温暖化対策推進計画（H17.3改定）
 - ・ 目標年（2010年）において基準年（1990年）比CO₂排出量を19%削減
CO₂排出削減 ▲2%（2004年度実績 +14.6%）
森林による吸収 ▲17%（2005年までの実績 ▲11%）
 - ・ 森林の整備・保全と利用：水と緑の森づくり税を平成17年に導入
 - ・ 新エネルギーの活用：風力発電建設、バイオマスエネルギーの利活用の推進

【提案要望の効果】

- 各分野における温室効果ガス削減の取組を強化し、目標値の達成に取り組む。
- 県民等が取り組みやすい脱温暖化行動モデルを示し、県民総ぐるみの運動として展開する。
- 地方公共団体が地域の実情に応じた普及啓発、森林整備・保全、省エネルギーの促進対策を推進する財源となる。
- 荒廃しつつある森林の整備の推進と森林による吸収量の確保が可能となる。
- 企業等からの資金流入による中山間地域における雇用の創出、林業活性化の契機となる。



水と緑の森づくり税による植樹祭の様子